

### 第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1 .....	1 .....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
.....	.....
(例)	(例)
第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例	第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例
.....	.....
.....	.....
.....	.....
第43条《特定設備等の特別償却》関係	第43条《特定設備等の特別償却》関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項
第2款 <u>公害防止用設備</u>	第2款 <u>公害防止設備</u>
第3款 海洋運輸業等	第3款 海洋運輸業等
第4款 <u>自動車教習用貨物自動車</u>	
.....	.....
.....	.....
.....	.....
6 .....	6 .....
7 .....	7 .....

## 二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p><b>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>    <u>第 1 款 試験研究の範囲</u></p> <p>    <u>第 2 款 試験研究費の額</u></p> <p>    <u>第 3 款 中小企業者</u></p> <p>    <u>第 4 款 その他</u></p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 5 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等</u> <u>を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p><u>第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域において特定建物等</u> <u>を取得した場合の特</u></p>	<p><b>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p><b>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>    <u>第 1 款 試験研究費の額</u></p> <p>    <u>第 2 款 中小企業者</u></p> <p>    <u>第 3 款 その他</u></p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 5 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 42 条の 11 の 2 《地方活力向上地域において特定建物等</u> <u>を取得した場合の特</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>第 42 条の 12 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 <u>公害防止用設備</u></p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 4 款 <u>自動車教習用貨物自動車</u></p> <p><u>第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係</u></p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 5 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p>	<p>別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 4 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>第 42 条の 12 の 5 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 <u>公害防止設備</u></p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 5 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 45 条の 2 《医療用機器の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p> <p><u>第 47 条 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係</u></p> <p>第 47 条の 2 《特定都市再生建築物等の割増償却》関係</p> <p>第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係</p> <p>第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p>	<p>第 45 条の 2 《医療用機器の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p> <p><u>第 47 条 《サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却》関係</u></p> <p>第 47 条の 2 《特定都市再生建築物等の割増償却》関係</p> <p>第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係</p> <p>第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p>
<p><b>第 2 章 準備金等</b></p>	<p><b>第 2 章 準備金等</b></p>
<p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係</p> <p>第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第 55 条の 2 《新事業開拓事業者投資損失準備金》関係</p> <p>第 55 条の 5 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係</p> <p>第 56 条 《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p><u>第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係</u></p> <p>第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係</p> <p>第 57 条の 9 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p>	<p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係</p> <p>第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係</p> <p>第 55 条の 2 《新事業開拓事業者投資損失準備金》関係</p> <p><u>第 55 条の 3 《特定事業再編投資損失準備金》関係</u></p> <p>第 55 条の 5 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係</p> <p>第 56 条 《特定災害防止準備金》関係</p> <p>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p>第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係</p> <p>第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係</p> <p>第 57 条の 9 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3章 削 除</b></p> <p><b>第4章 鉱業所得の課税の特例</b> 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b> 第60条（沖縄の認定法人の<u>課税の特例</u>）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b> 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人等の課税の特例</b> 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b> 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b> 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>	<p><b>第3章 削 除</b></p> <p><b>第4章 鉱業所得の課税の特例</b> 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b> 第60条（沖縄の認定法人の<u>所得の特別控除</u>）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b> 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人等の課税の特例</b> 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b> 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b> 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p><b>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第 64 条～第 66 条の 2（共通事項）関係</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>	<p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p><b>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第 64 条～第 66 条の 2（共通事項）関係</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係
第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係
第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係	第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
<b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b>	<b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b>
第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係	第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定	第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p> <p>第66条の4の4(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)関係</p>	<p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p> <p>第66条の4の4(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)関係</p>



改 正 後	改 正 前
<p><b>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 (《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》) 関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》) 関係</p>	<p><b>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 (《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》) 関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》) 関係</p>
<p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 (《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》) 関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 (《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》) 関係</p>	<p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 (《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》) 関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 (《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》) 関係</p>
<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 (《技術研究組合の所得の計算の特例》) 関係</p> <p>第 66 条の 11 (《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》) 関係</p> <p>第 67 条 (《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 3 (《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 4 (《転廃業助成金等に係る課税の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 5 (《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 6 (《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (《国外所得金額の計算の特例》) 関係</p> <p>第 68 条 (《特定の協同組合等の法人税率の特例》) 関係</p>	<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 (《技術研究組合の所得の計算の特例》) 関係</p> <p>第 66 条の 11 (《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》) 関係</p> <p>第 67 条 (《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 3 (《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 4 (《転廃業助成金等に係る課税の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 5 (《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 6 (《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (《国外所得金額の計算の特例》) 関係</p> <p>第 68 条 (《特定の協同組合等の法人税率の特例》) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人	第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人

### 三 第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<b>第 1 款 試験研究の範囲</b>	(新 設)
<u>(新たな役務の意義)</u> <b>42 の 4 (1) -1</b> 措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。	(新 設)
<u>(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)</u> <b>42 の 4 (1) -2</b> 法人が従前に提供している役務がある場合において、当該法人が提供する役務が措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該法人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該法人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。	(新 設)
<u>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>42の4(1)-3 サービス設計工程(措置法令第27条の4第2項各号に掲げるものをいう。以下42の4(1)-3において同じ。)の全てが行われるかどうかは、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該事業年度に完了していない場合又は当該事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該法人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2款 試験研究費の額</b></p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42の4(2)-1</u> .....<u>同条第8項第1号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p><u>42の4(2)-2 措置法第42条の4第1項の規定は、増減試験研究費割合(同条第8項第3号に規定する増減試験研究費割合をいう。)に応じ適用されるものであるから、適用年度(同号に規定する適用年度をいう。)及び比較年度(同項</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1款 試験研究費の額</b></p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42の4(1)-1</u> .....<u>同条第6項第1号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p><u>42の4(1)-2 措置法第42条の4第4項第1号の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年度(同条第6項第8号に規定する「事業年度(……)開始の日前3年以内に開始した各事業年度」若しくは</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第5号に規定する「<u>適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度</u>」又は「当該3年以内連結事業年度」をいう。以下同じ。）の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p><u>（注）同条第3項に規定する中小企業者等が同条第4項の規定を適用する場合についても、同様とする。</u></p> <p><b>（試験研究費に含まれる人件費）</b></p> <p><b>42の4(2)－3</b> 試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（<u>措置法令第27条の4第3項第2号に掲げる試験研究にあつては、措置法規則第20条第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者</u>）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p> <p><b>（試験研究用資産の減価償却費）</b></p> <p><b>42の4(2)－4</b> 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の<u>開発を目的として措置法令第27条の4第2項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの</u>の用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p>	<p>「当該3年以内連結事業年度」をいう。以下同じ。）<u>、基準年度（同項第9号に規定する「適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該2年以内連結事業年度」をいう。以下同じ。）及び適用年度（同項第8号に規定する適用年度をいう。）</u>の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p><b>（試験研究費に含まれる人件費）</b></p> <p><b>42の4(1)－3</b> 試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p> <p><b>（試験研究用資産の減価償却費）</b></p> <p><b>42の4(1)－4</b> 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究用固定資産の除却損等)</p> <p><u>42の4(2)-5</u> .....</p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p><u>42の4(2)-6</u> 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3款 中小企業者</b></p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の4(3)-1</u> .....<u>措置法第42条の4第3項</u>.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p><u>42の4(3)-2</u> <u>措置法令第27条の4第12項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p><u>42の4(3)-3</u> <u>措置法令第27条の4第12項</u>.....</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p><u>42の4(3)-4</u> .....<u>措置法令第27条の4第12項</u>.....</p> <p style="text-align: center;"><b>第4款 その他</b></p>	<p>(試験研究用固定資産の除却損等)</p> <p><u>42の4(1)-5</u> .....</p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p><u>42の4(1)-6</u> 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度又は基準年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2款 中小企業者</b></p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の4(2)-1</u> .....<u>措置法第42条の4第2項</u>.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p><u>42の4(2)-2</u> <u>措置法令第27条の4第5項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p><u>42の4(2)-3</u> <u>措置法令第27条の4第5項</u>.....</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p><u>42の4(2)-4</u> .....<u>措置法令第27条の4第5項</u>.....</p> <p style="text-align: center;"><b>第3款 その他</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>42の4(4)-1 措置法令第27条の4第13項第3号</u>……………<u>措置法第42条の4第8項第9号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法令第27条の4第13項第3号</u>……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p> <p><u>42の4(4)-2 法人が措置法令第27条の4第13項第8号</u>……………<u>措置法規則第20条第20項</u>……………<u>第3項</u>……………</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>42の4(4)-3 移転事業 (措置法令第27条の4第9項</u>……………<u>同条第19項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>42の4(3)-1 措置法令第27条の4第6項第3号</u>……………<u>措置法第42条の4第6項第6号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法令第27条の4第6項第3号</u>……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p> <p><u>42の4(3)-2 法人が措置法令第27条の4第6項第8号</u>……………<u>措置法規則第20条第11項</u>……………<u>第2項</u>……………</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>42の4(3)-3 移転事業 (措置法令第27条の4第11項</u>……………<u>同条第20項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

四 第42条の5～第48条((共通事項))関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p><u>42の5～48(共)-1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、<u>第42条の11の3第1項</u>、第42条の12の3第1項、<u>第42条の12の4第1項</u>、第43条から第44条まで、第44条の3並びに第44条の5から第48条まで</u>……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p><u>42の5～48(共)-1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項及び<u>第2項</u>、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の12の3第1項、<u>第42条の12の5第1項</u>、第43条から第44条まで、第44条の3並びに第44条の5から第48条まで</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共)－2 ……措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、<u>第42条の11の3第1項</u>、第42条の12の3第1項、<u>第42条の12の4第1項</u>、第43条から第44条まで、第44条の3並びに第44条の5から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、<u>第68条の14の3第1項</u>、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、<u>第68条の15の5第1項</u>、第68条の16から第68条の19まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から<u>第42条の11の3</u>まで、第42条の12の3、<u>第42条の12の4</u>、第43条から第44条まで、第44条の3、第44条の5から第45条の2まで及び第47条から第48条まで……</p> <p>④1 ……</p> <p>2 ……</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42の5～48(共)－4 ……措置法第42条の5第4項、<u>第42条の6第4項</u>、第42条の9第3項、<u>第42条の12の3第4項又は第42条の12の4第4項</u>……</p>	<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共)－2 ……措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項<u>及び第2項</u>、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の12の3第1項、<u>第42条の12の5第1項</u>、第43条から第44条まで、第44条の3並びに第44条の5から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項<u>及び第2項</u>、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、<u>第68条の15の6第1項</u>、第68条の16、<u>第68条の17</u>、<u>第68条の19</u>、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から<u>第42条の11の2</u>まで、第42条の12の3、<u>第42条の12の5</u>、第43条から第44条まで、第44条の3、第44条の5から第45条の2まで及び第47条から第48条まで……</p> <p>④1 ……</p> <p>2 ……</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42の5～48(共)－4 ……措置法第42条の5第4項、<u>第42条の6第6項</u>、第42条の9第3項<u>又は第42条の12の3第4項</u>……</p>

五 第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等 (以下「中小企業者等」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして同項に規定する事業 (以下「指定事業」という。) の用に供した特定機械装置等 (同項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 <u>42 の 6-8</u> までにおいて同じ。) については同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、<u>措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 2 号又は第 3 号</u>に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注) ……………<u>措置法第 42 条の 6 第 2 項</u>……………</p>	<p>第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等 (以下「中小企業者等」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして同項に規定する事業 (以下「指定事業」という。) の用に供した特定機械装置等 (同項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 <u>42 の 6-9</u> までにおいて同じ。) については同項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等 (同条第 2 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。) については同条第 2 項及び第 4 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、<u>措置法令第 27 条の 6 第 8 項第 2 号若しくは第 3 号又は措置法規則第 20 条の 3 第 5 項若しくは第 6 項</u>に規定する取得価額の合計額がこれらの規定に規定する金額 (以下「取得価額基準額」という。) 以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注)1 ……………<u>措置法第 42 条の 6 第 3 項</u>……………</p> <p>2 本文後段の判定の結果、中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号又は第 3 項に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額が取得価額基準額以上である場合において、その中小企</p>



改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の6-2 措置法令第27条の6第3項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具……………</p> <p>④ 措置法規則第20条の3第1項に規定する工具……………同項に規定する測定工具及び検査工具……………</p> <p>(廃 止)</p>	<p>業者等に該当していた期間のうち特定中小企業者等に該当していた期間があるときの措置法第42条の6第4項に規定する税額控除限度額は、次による。</p> <p>(1) 当該特定中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた同項に規定する特定生産性向上設備等 <u>その取得価額の合計額の100分の10に相当する金額</u></p> <p>(2) (1)以外の同項に規定する特定生産性向上設備等 <u>その取得価額の合計額の100分の7に相当する金額</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の6-2 措置法令第27条の6第3項又は第8項第1号若しくは第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品……………</p> <p>④1 措置法規則第20条の3第1項第1号、第2号及び第4号に規定する工具、器具及び備品……………同項第1号、第2号又は第4号ごとに、これらの号に規定する工具、器具及び備品……………</p> <p>2 措置法令第27条の6第8項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとの取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</p> <p>42の6-2の2 措置法第42条の6第2項に規定する特定生産性向上設備等（以下42の6-2の2において「中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）は、特定機械装置等及び同項に規定する生産性向上設備等（以下42の6-2の2において「生産性向上設備等」という。）のいずれにも該当する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42の6-3 <u>措置法令第27条の6第3項第1号から第3号まで</u>……………工 具……………工具……………</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>ものをいう。</u></p> <p>(注) <u>例えば、生産性向上設備等に係る規模要件(措置法令第27条の6第8項第2号又は第3号に規定する取得価額に係る要件をいう。)のうち複数の減価償却資産(工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下42の6-2の2において同じ。)の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。</u></p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42の6-3 <u>措置法令第27条の6第3項又は第8項</u>……………工具、器具及び備品……………工具、器具及び備品……………</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p>42の6-3の2 <u>措置法第42条の6第4項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定生産性向上設備等(同項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下42の6-3の2において同じ。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度(以下42の6-3の2において「供用年度」という。)において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の事業年度</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>42 の 6-5 ……………</p> <p>②1 <u>措置法令第 27 条の 6 第 4 項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類 C 鉱業，採石業，砂利採取業」に分類する事業が該当する。</u></p> <p>2 <u>措置法規則第 20 条の 3 第 5 項第 11 号</u>……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42 の 6-6 <u>措置法規則第 20 条の 3 第 5 項第 2 号括弧書</u>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p>	<p><u>において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p>②1 <u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p>2 <u>特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 6 第 4 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達 10-2-2（連結基本通達 9-2-3 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p>42 の 6-5 ……………</p> <p>②</p> <p><u>措置法規則第 20 条の 3 第 7 項第 11 号</u>……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42 の 6-6 <u>措置法規則第 20 条の 3 第 7 項第 2 号括弧書</u>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 6-7 指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等を<u>した</u>特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第 42 条の 6 の規定を適用する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 6-8 中小企業者等である法人が、その取得等を<u>した</u>特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(注) .....</p>	<p>42 の 6-7 指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等を<u>し、又は移転を受けた</u>特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第 42 条の 6 の規定を適用する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 6-8 中小企業者等である法人が、その取得等を<u>し、又は移転を受けた</u>特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(注) .....</p> <p><u>(附属機器等の同時設置の意義等)</u></p>
<p>42 の 6-9 <u>削 除</u></p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</p>	<p>42 の 6-9 <u>措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 2 号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(注) 措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 3 号の規定の適用を受けることができるデジタル複合機とは、事業の用に供する際にインターネットに現に接続されている状態にあるものをいうのであるから、インターネットに接続する機能を有するものであっても、例えば、インターネットに接続されていない社内の LAN 設備として設置されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</p>

改 正 後	改 正 前
<p>算)</p> <p>42 の 6-10 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 6 第 2 項 (同法第 68 条の 11 第 2 項を含む。)</u>……………</p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>42 の 6-10 の 2 ……………</p> <p>……………改良等……………<u>措置法第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項</u>……………</p>	<p>算)</p> <p>42 の 6-10 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 6 第 3 項 (同法第 68 条の 11 第 3 項を含む。)</u>……………</p> <p><u>措置法第 42 条の 6 第 4 項 (同法第 68 条の 11 第 4 項を含む。)</u>の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額につき供用年度後の事業年度において値引きがあった場合の当該供用年度の措置法第 42 条の 6 第 4 項 (同法第 68 条の 11 第 4 項を含む。) に規定する税額控除限度額についても、同様とする。</p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>42 の 6-10 の 2 ……………</p> <p>……………改良等 (以下「<u>新たな機能の追加等</u>」という。)……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 6 第 1 項から第 4 項まで</u>……………</p>

六 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>42 の 10-9 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 4 第 8 項第 9 号</u>……………</p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>42 の 10-9 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 4 第 6 項第 6 号</u>……………</p>

七 第 42 条の 11 の 2 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 11 の 2 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 11 の 2-1 措置法令第 27 条の 11 の 2 に規定する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 11 の 2-7(2)中「特定事業用機械等」とあるのを「特定地域経済牽引事業施設等」と読み替えた場合における 42 の 11 の 2-7(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 11 の 2-7(2)に掲げる場合にあつては、42 の 11 の 2-7(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(新增設の範囲)</u></p> <p><u>42 の 11 の 2-2 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項の規定の適用上、次に掲げる特定地域経済牽引事業施設等 (同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。以下同じ。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) についても特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした特定地域経済牽引事業施設等</u></p> <p><u>(2) 既存設備の取替え又は更新のために特定地域経済牽引事業施設等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度 (おおむね 30%) 以上増加したときにおける当該特定地域経済牽引事業施設等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>42 の 11 の 2-3 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>42 の 11 の 2-4 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下 42 の 11 の 2-7 までにおいて「特定事業用機械等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(取得価額の合計額が 100 億円を超えるかどうか等の判定)</u></p> <p><u>42 の 11 の 2-5 措置法第 42 条の 11 の 2 の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 100 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第 27 条の 11 の 2 の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</u></p> <p><u>42の11の2-6 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が100億円を超えるものを2以上の事業年度（それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度）において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて100億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第42条の11の2第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\left[ 100 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度（注1）において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額（注2）}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$ <p><u>(注) 1. その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。</u></p> <p><u>2. 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</u></p> <p><u>3. 承認地域経済牽引事業計画が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項の規定により、同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画に係るものである場合</u></p>	<p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>には、本文及び算式中「100 億円」とあるのは「100 億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額」とする。</u></p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 11 の 2-7 措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>(註) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定事業用機械等の供用年度において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達 10-2-2（連結基本通達 9-2-3 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の11の2-8 法人が措置法第42条の11の2第1項(同法第68条の14の3第1項を含む。)に規定する特定事業用機械等を承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第42条の11の2第2項(同法第68条の14の3第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

八 第42条の11の3(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の11の3(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</u></p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>42の11の3-1 措置法第42条の11の3第1項</u>……………</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の11の3-2 法人が、措置法令第27条の11の3</u>……………<u>措置法第42条の11の3第1項</u>……………</p>	<p><u>第42条の11の2(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</u></p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>42の11の2-1 措置法第42条の11の2第1項</u>……………</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の11の2-2 法人が、措置法令第27条の11の2</u>……………<u>措置法第42条の11の2第1項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>42の11の3-3</u> 措置法令第27条の11の3……………<u>42の11の3-4(2)</u>            ……………<u>42の11の3-4(2)</u>……………<u>42の11の3-4(2)</u>……………            ……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><u>42の11の3-4</u> 措置法第42条の11の3第2項……………            (1) ……………            ……………<u>42の11の3-4</u>……………            (2) ……………            ④1 ……………            2 ……………            ……………<u>措置法第42条の11の3第2項</u>……………</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の3-5</u> ……………            ……………<u>措置法第42条の11の3第2項</u>……………</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>42の11の2-3</u> 措置法令第27条の11の2……………<u>42の11の2-4(2)</u>            ……………<u>42の11の2-4(2)</u>……………<u>42の11の2-4(2)</u>……………            ……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><u>42の11の2-4</u> 措置法第42条の11の2第2項……………            (1) ……………            ……………<u>42の11の2-4</u>……………            (2) ……………            ④1 ……………            2 ……………            ……………<u>措置法第42条の11の2第2項</u>……………</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の2-5</u> ……………            ……………<u>措置法第42条の11の2第2項</u>……………</p>

九 第42条の12(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42の12-2</u> 措置法第42条の12第5項第10号……………            (1) ……………<u>特定就職困難者コース助成金</u>……………</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42の12-2</u> 措置法第42条の12第5項第9号……………            (1) ……………<u>特定就職困難者雇用開発助成金</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(2) .....	(2) .....

十 第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>42 の 12 の 4-1 法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等 (以下 42 の 12 の 4-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>④ 法人が、同条第 2 項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(生産等設備の範囲)</u></p> <p><u>42 の 12 の 4-2 措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する生産等設備 (以下「生産等設備」という。) とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動 (以下これらを「生産等活動」という。) の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>(注) 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42の12の4-3 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第42条の12の4第1項及び第2項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>42の12の4-4 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の12の4-9(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（42の12の4-9(2)に掲げる場合にあつては、42の12の4-9(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>（主たる事業でない場合の適用）</u></p> <p><u>42の12の4-6 法人の営む事業が措置法第42条の12の4第1項に規定する事業の用に係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p><u>（指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定経営力向上設備等）</u></p> <p><u>42の12の4-7 指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したもとして措置法第42条の12の4の規定を適用する。</u></p> <p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>42の12の4-8 中小企業者等である法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該法人の営む事業の用に供したもとして取り扱う。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の4-9 措置法第42条の12の4第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度（以下42の12の4-9において「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>① (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の4第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>算)</p> <p><u>42の12の4-10</u> 法人が措置法第42条の12の4第1項(同法第68条の15の5第1項を含む。)に規定する特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第42条の12の4第2項(同法第68条の15の5第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	

十一 第42条の12の5(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12の5</u> (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)関係</p> <p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の12の5-1</u> 法人が措置法第42条の12の5第1項……………</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p><u>42の12の5-1の2</u> 措置法第42条の12の5第2項第2号……………措置法第42条の12の5第2項第1号……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p>	<p><u>第42条の12の4</u> (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)関係</p> <p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の12の4-1</u> 法人が措置法第42条の12の4第1項……………</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p><u>42の12の4-1の2</u> 措置法第42条の12の4第2項第2号……………措置法第42条の12の4第2項第1号……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p>





改 正 後	改 正 前
	<p>法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p><u>⑥ 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>（取得価額の判定単位）</u></p> <p><u>42の12の5-2 措置法令第27条の12の5第2項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>（取得価額の合計額の判定）</u></p> <p><u>42の12の5-3 措置法令第27条の12の5第2項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>42の12の5-4 措置法令第27条の12の5第2項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の12の5-5(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（42の12の5-5(2)に掲げる場合にあつては、42の12の5-5(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>42の12の5-5 措置法第42条の12の5第7項に規定する税額控除限度額（以下42の12の5-5において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における特定生産性向上設備等（同条第1項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下42の12の5-6までにおいて同じ。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下42の12の5-5において「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>⑥1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>42の12の5-6 法人が、その取得等をした特定生産性向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該法人の営む事業の用に供したものととして措置法第42条の12の5の規定を適用する。</u></p> <p><u>（特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</u></p> <p><u>42の12の5-7 法人が措置法第42条の12の5第1項に規定する特定生産性向上設備等（同法第68条の15の6第1項に規定する特定生産性向上設備等を含む。）を事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定生産性向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る措置</u></p>

(廃止)

(廃止)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>法第 42 条の 12 の 5 第 7 項 (同法第 68 条の 15 の 6 第 7 項を含む。) に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-8 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等 (以下「新たな機能の追加等」という。) のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 7 項の規定の適用があるものとする。</u></p>

十三 第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....<u>措置法令第 28 条第 6 項</u>.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)-2 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 28 条第 7 項</u>.....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....<u>措置法令第 28 条第 5 項</u>.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)-2 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 28 条第 6 項</u>.....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>43(1)－4 …………… ……………<u>600万円以上</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした<u>公害防止用設備</u>の取得価額)</p> <p>43(1)－5 ……………<u>600万円以上</u>……………</p> <p style="text-align: center;"><b>第2款 公害防止用設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4款 自動車教習用貨物自動車</b></p> <p><u>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>43(4)－1 法人が、措置法第43条第1項の表の第3号の上欄に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>43(4)－2 法人が、措置法第43条第1項の表の第3号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された……自動車教習所を設置するもの」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>	<p>43(1)－4 …………… ……………<u>300万円以上</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした<u>公害防止設備等</u>の取得価額)</p> <p>43(1)－5 ……………<u>300万円以上</u>……………</p> <p style="text-align: center;"><b>第2款 公害防止設備</b></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十四 第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係</u></p> <p><u>(同一の用途の判定)</u></p> <p><u>43 の 3-1 措置法令第 28 条の 3 各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</u></p> <p><u>(1) 建物 (その附属設備を含む。以下同じ。) にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</u></p> <p><u>(2) 構築物にあっては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分</u></p> <p><u>(3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表 10 (機械及び装置の耐用年数表 (旧別表第 2)) に掲げる設備の種類の種類区分</u></p> <p><u>④ 措置法令第 28 条の 3 第 1 号に規定する被災建物 (以下「被災建物」という。) 又は当該被災建物に代わるものとして取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。) をした建物 (以下「被災代替建物」という。) が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</u></p> <p><u>被災建物が用途の異なる 2 以上の建物である場合において、一の被災代替建物が 2 以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる 2 以</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>上の建物であるときも、同様とする。</u></p> <p><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>43の3-2 措置法令第28条の3第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p><u>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</u></p> <p><u>43の3-3 法人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、法人の計算によるものとする。</u></p> <p><u>(注) 法人が、2以上の事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第43条の3第1項の規定の適用を受ける事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</u></p> <p><u>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</u></p> <p><u>43の3-4 措置法令第28条の3第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>43の3-5 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したもとして措置法第43条の3の規定を適用する。</u></p> <p><u>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</u></p> <p><u>43の3-6 措置法第43条の3第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害（同項に規定する特定非常災害をいう。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</u></p> <p><u>(注) 同項に規定する附属施設は、当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p><u>(付随区域)</u></p> <p><u>43の3-7 措置法第43条の3第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>43の3-8</b> 法人が、措置法第43条の3第1項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>	<p>(新 設)</p>

十五 第44条(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p><b>44-2</b> ……………</p> <p>……………<u>3億円以上</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>3億円以上</u>……………</p>	<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p><b>44-2</b> ……………</p> <p>……………<u>2億円以上</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>2億円以上</u>……………</p>

十六 第44条の3(共同利用施設の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p><b>44の3-1</b> ……………<u>200万円以上</u>……………</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p><b>44の3-1</b> ……………<u>100万円以上</u>……………</p>

十七 旧第47条(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第47条</b> (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)</u></p> <p><u>47-1 措置法第 47 条の規定の適用を受けることができる同条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅（以下「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(各独立部分の意義)</u></p> <p><u>47-2 措置法令第 29 条の 4 第 1 項に規定する各独立部分で高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 2 項に規定する登録簿に記載されているものとは、当該登録簿に記載されている同条第 1 項第 1 号に規定する各居住部分（賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいう。）で、かつ、措置法令第 29 条の 4 第 1 項各号の要件を満たすものをいうことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</u></p> <p><u>47-3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 10 以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 10 以上であるかどうかは、措置法第 47 条第 1 項の規定の適用を受ける各事業年度終了の日（同項に規定する供用期間の末日を含む事業年度については、当該供用期間の末日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該各独立部分の数が 10 に満たないこととなった事業年度については、当該各独立部分の全てについて同項の規定の適用がないことに</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p><u>留意する。</u></p> <p><u>(特定都市再生建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)</u></p> <p><u>47-4 法人が、措置法第47条の2第3項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、当該法人の取得した部分にサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分については措置法第47条第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第47条の2第1項の規定を適用することができることに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p> <p><u>47-5 措置法第47条第1項の規定の適用を受けているサービス付き高齢者向け賃貸住宅について資本的支出（増築に該当するものを除く。以下同じ。）がされた場合には、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>(割増償却の適用と償却不足額の繰越し)</u></p> <p><u>47-6 措置法第47条第1項の割増償却の規定は、青色申告書の提出の承認を受けていない法人についても適用があるが、青色申告書を提出しない場合には、償却不足額の繰越しは認められないことに留意する。</u></p>

十八 第 47 条（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 47 条（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）関係</u></p> <p><u>（特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲）</u></p> <p><u>47-1 措置法第 47 条第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

十九 第 47 条の 2（特定都市再生建築物等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>47 の 2-3 <u>削 除</u></p>	<p><u>（併せて設置されるものの意義）</u></p> <p>47 の 2-3 措置法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により特定都市再生建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。</p>

二十 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>48-1 <u>削 除</u></p>	<p><u>（倉庫用建物等を貸し付けた場合）</u></p> <p>48-1 <u>法人が、措置法第 48 条第 1 項に規定する倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを他に貸し付けた場合においても、その貸付けを受けた者が同項に規定する倉庫業の用に供したときは、当該倉庫用建物等については、措置法</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</p> <p>48-2 ……<u>措置法令第 29 条の 6 第 2 項括弧書に規定する階数が 2 以上のも</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>第 48 条の規定の適用があるものとする。</u></p> <p>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</p> <p>48-2 ……<u>措置法令第 29 条の 6 第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する階数に係る条件</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p><u>(貯蔵槽倉庫)</u></p> <p>48-3 <u>措置法令第 29 条の 6 第 2 項第 4 号に規定する貯蔵槽倉庫に該当するかどうかについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>貯蔵槽倉庫とは、倉庫業法施行規則第 3 条の 9 に規定する貯蔵槽倉庫をいうのであるから、容器に入れていない粉状若しくは液状又はばらの物品を保管する倉庫であっても、床式の倉庫は、これに該当しない。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵槽倉庫の容積が 6,000 立方メートル以上であるかどうかは、1 基の貯蔵槽倉庫 (連続した周壁によって外周を囲まれたもの又は同一の荷役設備により搬入若しくは搬出を行う貯蔵槽倉庫の集合体をいう。) ごとに判定する。</u></p>

二十一 第 55 条 ((海外投資等損失準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人が適格合併により解散した場合には、措置法第 55 条第 4 項第 4 号括弧書の規定により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩す</p>	<p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人が適格合併により解散した場合には、措置法第 55 条第 4 項第 4 号括弧書の規定により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ことを要しないのであるが、当該適格合併に係る合併法人が特定法人でないとき(当該適格合併が法第 61 条の 2 第 2 項に規定する金銭等不交付合併でないときを含む。)は同号及び措置法令第 32 条の 2 第 14 項の規定により当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。</p>	<p>ことを要しないのであるが、当該適格合併に係る合併法人が特定法人でないときは同号及び措置法令第 32 条の 2 第 14 項の規定により当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。</p>

## 二十二 旧第 55 条の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 55 条の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係</b>
(廃 止)	<p><u>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><b>55 の 3-1</b> 特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度において積み立てた特定事業再編投資損失準備金を含む。)の積立額の損金算入等については、55-1、55-2、55-11 から 55-14 まで及び 55-18 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>
(廃 止)	<p><u>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</u></p> <p><b>55 の 3-2</b> 法人が、措置法第 55 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定債権(同法第 68 条の 43 の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定債権を含む。)に該当する債権につき特定事業再編投資損失準備金を積み立てている場合における措置法第 55 条の 3 第 4 項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第 2 号の規定により、債権につ</p>

改 正 後	改 正 前
	<u>き回収ができないため貸倒れとして経理した場合には同項第6号の規定により、それぞれ当該債権に係る特定事業再編投資損失準備金の取崩しを行うものとする。</u>

二十三 第57条の4の2(特定原子力施設炉心等除去準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第57条の4の2(特定原子力施設炉心等除去準備金)関係</u></p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の4の2-1 特定原子力施設炉心等除去準備金(連結事業年度において積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。)の額の益金算入等については、55-18、55の5-1及び55の5-1の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十四 第60条(沖縄の認定法人の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第60条(沖縄の認定法人の課税の特例)関係</p> <p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>60-1 <u>措置法規則第21条の17の2第1項第2号</u>……………</p>	<p style="text-align: center;">第60条(沖縄の認定法人の<u>所得の特別控除</u>)関係</p> <p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>60-1 <u>措置法規則第21条の18第1項第2号</u>……………</p>



二十五 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等に対する適用)</p> <p>62 の 3(1) - 1 ..... .....<u>第 9 項</u>.....</p> <p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62 の 3(1) - 2 措置法第 62 条の 3 第 1 項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該事業年度に譲渡（適格現物出資、<u>適格現物分配又は適格株式分配</u>による移転を除くものとし、同条第 2 項第 1 号イ(1)及び(2)に掲げる行為を含む。62 の 3(2) - 8、62 の 3(2) - 9、62 の 3(3) - 2 及び 62 の 3(3) - 3 を除き、以下同じ。)をした土地若しくは土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）<u>又はその有する資産が主として土地等である法人の発行する同号ロに規定する株式若しくは出資(措置法令第 38 条の 4 第 2 項に規定する譲渡が行われた当該株式又は出資に限る。)</u>のうちに<u>措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号</u>に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>(注) <u>同条第 1 項</u>.....<u>同条第 9 項</u>.....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>62 の 3(4) - 19 .....<u>第 9 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>措置法第 62 条の 3 第 9 項</u>.....</p> <p>イ .....</p> <p>.....<u>同条第 11 項</u>.....</p>	<p>(公益法人等に対する適用)</p> <p>62 の 3(1) - 1 ..... .....<u>第 8 項</u>.....</p> <p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62 の 3(1) - 2 措置法第 62 条の 3 第 1 項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該事業年度に譲渡（適格現物出資又は<u>適格現物分配</u>による移転を除くものとし、同条第 2 項第 1 号イ(1)及び(2)に掲げる行為を含む。62 の 3(2) - 8、62 の 3(2) - 9、62 の 3(3) - 2 及び 62 の 3(3) - 3 を除き、以下同じ。)した土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）のうちに<u>同条第 2 項第 2 号</u>に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>(注) <u>措置法第 62 条の 3 第 1 項</u>.....<u>同条第 8 項</u>.....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>62 の 3(4) - 19 .....<u>第 8 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>措置法第 62 条の 3 第 8 項</u>.....</p> <p>イ .....</p> <p>.....<u>同条第 10 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ロ ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(匿名組合等が行った土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3 (6) - 2 ……………</p> <p>……………<u>第 9 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>第 9 項</u>……………</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62 の 3 (6) - 6 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 2 号</u>から第 6 号ま で……………</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62 の 3 (6) - 7 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号</u>から第 6 号ま での規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62 の 3 (6) - 8 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号</u>から第 6 号ま での規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p>	<p>ロ ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(匿名組合等が行った土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3 (6) - 2 ……………</p> <p>……………<u>第 8 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>第 8 項</u>……………</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62 の 3 (6) - 6 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 2 号</u>から第 6 号ま で……………</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62 の 3 (6) - 7 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号</u>から第 6 号ま での規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62 の 3 (6) - 8 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号</u>から第 6 号ま での規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>62 の 3(6) -9 .....            .....<u>措置法第 62 条の 3 第 10 項</u>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62 の 3(6) -10 措置法令第 38 条の 4 第 33 項から第 35 項まで.....            (注) .....            .....<u>同条第 9 項</u>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(6) -11 .....            .....<u>同条第 9 項</u>.....</p>	<p>62 の 3(6) -9 .....            .....<u>措置法第 62 条の 3 第 9 項</u>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62 の 3(6) -10 措置法令第 38 条の 4 第 33 項又は第 34 項.....            (注) .....            .....<u>同条第 8 項</u>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(6) -11 .....            .....<u>同条第 8 項</u>.....</p>

二十六 第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1) -2 措置法第 63 条第 1 項に規定する「短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該事業年度に譲渡 (適格現物出資、<u>適格現物分配又は適格株式分配</u>による移転を除くものとし、措置法第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ(1)及び(2)に掲げる行為を含む。63(2) - 8、63(2) - 9、63(3) - 2 及び 63(3) - 3 を除き、以下同じ。) <u>をした土地若しくは土地の上に存する権利 (以下「土地等」という。) 又はその有する資産が主として土地等である法人の発行する同号ロに規定する株式若しくは出資 (措置法令第 38 条の 4 第 2 項に規定する譲渡が行われた当該株式又は出資に限る。)</u> のうちに措置法</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1) -2 措置法第 63 条第 1 項に規定する「短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該事業年度に譲渡 (適格現物出資 <u>又は適格現物分配</u>による移転を除くものとし、措置法第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ(1)及び(2)に掲げる行為を含む。63(2) - 8、63(2) - 9、63(3) - 2 及び 63(3) - 3 を除き、以下同じ。) <u>した土地又は土地の上に存する権利 (以下「土地等」という。)</u> のうちに措置法第 63 条第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 63 条第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>(注) <u>同条第 1 項</u>……………<u>同条第 9 項</u>……………</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 2 号</u>から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号</u>から第 6 号までの規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号</u>から第 6 号までの規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>63(6)－9 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 10 項</u>……………</p>	<p>(注) <u>措置法第 63 条第 1 項</u>……………<u>同条第 8 項</u>……………</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 2 号</u>から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号</u>から第 6 号までの規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号</u>から第 6 号までの規定 (<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>63(6)－9 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 9 項</u>……………</p>